

# 平成28年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月4日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄

## 欠席議員

議 員	10番	長 野 恒 美
-----	-----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠
建設水道部長	那 波 哲 也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田 中 幸 治
会計管理者 兼会計課長	浅 野 薫 夫
総 務 課 長	足 立 篤 隆
企 画 課 長	堀 仁 志
住 民 課 長	加 藤 順 子
福 祉 健 康 課 長	服 部 敦 美
税 務 課 長	森 泰 人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	田 島 直 樹
書 記	朝 日 純 子
主 任	林 謙 仁
主 任 技 師	野々垣 裕 哉

1. 議事日程（第3号）

平成28年3月4日（金曜日） 午後1時30分開議

日程第1	第1号議案	専決処分の承認について
日程第2	第2号議案	笠松町行政不服審査会設置条例について
日程第3	第3号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第4	第4号議案	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	第5号議案	笠松町部設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第6 第6号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第7号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第8号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第9号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第10号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第11号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第12号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第13号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第14号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 第15号議案 町道の路線認定について
- 日程第16 第16号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第17 第17号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 第18号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 第19号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 第20号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 第21号議案 平成28年度笠松町一般会計予算について
- 日程第22 第22号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 第23号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 第24号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第25 第25号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第26 第26号議案 平成28年度笠松町水道事業会計予算について

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第1号議案から日程第26 第26号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第1、第1号議案から日程第26、第26号議案までの26議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

これより総括質疑を行います。

通告による質疑を許します。

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い総括質疑をさせていただきます。

質問事項は町政全般についてです。

まず、財政運営の展望と今後の取り組みについて質問させていただきます。

平成28年度一般会計当初予算は71億8,260万円と過去2番目の予算規模となっており、積極的予算としてはいいのですが、財政運営について少し気にかかる点があります。

町長さんの予算説明の中で、町税の税込増加が見込めず、扶助費の増加は避けられない状況で、財政の硬直化の進行が懸念されると説明されました。また、ここ最近では、多目的運動場の整備、笠松中学校屋内運動場の整備、庁舎耐震補強や大規模改修、さらには学校給食センターの建設もあり投資的経費が増大し、その財源として町債により事業を実施されています。28年度当初予算も前年度より3,000万円増の5億1,400万円の借り入れを予定されていますが、それらにあわせ今後の償還に係る公債費もふえてきます。28年度予算も3,300万円増の5億800万円となっています。基金についても当初予算から財政調整基金を繰り入れての予算編成になっていて、前年度に比べ3,300万円増の2億200万円の繰り入れを行っているようです。基金残高も年々減少しているようなので、今後の財政運営に大変不安を感じています。

そこで、財政運営の将来の展望をどう見てみえるのか、また今後の取り組みについて、町長さんのお考えをお聞かせください。

次に、町税の見通しについて質問させていただきます。

歳入の約35%を占め、自主財源の中心である町税の増加が見込まれない状況のようですが、今後の町税の見通しについて、わかる範囲でお聞かせください。また、税務課と収納管理課の統合後においても、より一層収納率向上の実現に向けた取り組みが必要であると思うのですが、その取り組みや対策についてもお聞かせください。

次に、予算提案説明でもありました3つの重点項目の各事業について質問させていただきます。

まず、重点項目「町民の生命と財産を守る強いまちづくり」について、2点質問させていただきます。

1点目は消防団の取り組みについてです。

大規模な火災や緊急時に備えるためには、消防団を初めとする住民の活動や防火に対する意識の向上が必要となり、住民の安心・安全を確保する防災行政の役割がますます重要となってきました。消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬や出動手当の支給、装備の充実など、消防団を中核とした地域防災力の充実強化について、平成28年度における取り組みをお聞かせください。

2点目は基盤整備についてですが、継続して基盤整備を進めてみえる下羽栗の幹線排水路やパイプライン上部利用、下水道の整備について、大まかでいいので今後の事業計画をお示してください。

重点項目「心身ともに健全で人間味豊かに成長できるまちづくり」について、3点質問させていただきます。

1点目は給食センターの事業計画についてです。

給食センターの建てかえ事業について、現在の進捗状況と完成までの全体計画を説明できる範囲で御説明願います。

2点目は歴史未来館の運営についてです。

従来笠松の歴史にかかわる資料の展示に航空宇宙や医療関係の情報の展示が加わり、昨年6月にオープンした歴史未来館の来館者数の推移はどうなっているのか、お聞かせください。

運営については、運営委員会の意見をお聞きしながら進めてみえると思います。特に2階の未来コーナーの展示については、昨年発足した町民有志によるMIRAI塾の皆さんの協力が大変心強いのではないかとおもわれますが、このMIRAI塾さんとの連携は今後どのように進められるのでしょうか。また、開館1周年記念講演会の経費が予算計上されていますが、この事業計画についてお聞かせください。

3点目は子育て支援施策についてです。

子育て支援として、放課後児童クラブや病児病後児保育、延長保育など、継続して事業を行

っていただき、子育て世代の保護者としてはとても助かっています。今回新たに予算計上された子育て短期支援事業と施設型給付事業について、事業内容の説明をお願いいたします。

重点項目「快適で機能的な生活環境を創出するまちづくり」について、4点質問させていただきます。

1点目は、水防センター周辺整備とサイクリングロードの進捗状況についてです。

定住促進に向け、より快適な生活環境の整備が必要となってきたり、費用対効果を考慮した効果的な基盤整備が求められています。1月に竣工式を行った水防センターの堤防道路の交差点改良を含めた周辺整備の進捗状況や、今後の整備計画、引き続き実施されるサイクリングロードの今後の整備計画をお聞かせください。

2点目は運動公園の事業計画についてです。

快適で潤いのある景観づくりとして、現在、運動公園の都市公園化が着々と進められていますが、今後の事業計画について説明をお願いいたします。

3点目はごみの減量化についてです。

ごみ収集処分事業として、前年度に比べ3億円以上も増額となっています。衛生施設組合の焼却がとまったことにより、ごみ処理を滞りなく行うために県外へ処理を委託するための必要経費であることはわかっているのですが、5億2,600万円の経費はちょっと多いように思います。その経費を少しでも削減するためには、ごみの減量化が必要になってくると思うのですが、現在の減量化の活動と、今後の新たな計画をお示しくください。

4点目は桜木の名所についてです。

3月末から桜まつりが開催されます。

このところ、枯れ始めた桜木の伐採が多く行われていると聞きました。当初予算は伐採の経費が昨年度より多く計上されているようですが、町が管理している桜木の状況と、今後も桜の名所として奈良津堤の桜木は残すことができるのか、それとも新しい桜の名所をつくっていくのか、どのように思っているのか、お聞かせください。

最後に、今後の人事管理について質問させていただきます。

平成26年に制定されたまち・ひと・しごと創生法など地方分権改革の推進により、地方公共団体にはより一層、地域に合った特色のある行政サービスの展開が求められ、これまでの行政サービスに加え、ますます事務が多様化、複雑化していくのではないかと思います。一方では、ここ数年の団塊世代の職員さんの退職により役場の中の若返りが一気に進み、行政経験の浅い職員の方がふえてきて、さまざまな住民のニーズや専門性が求められることに対して、ちょっと不安に感じています。

そこで、このような状況を踏まえて、今後行政サービスの向上や行政の効率化を図るためどのような人事管理をお考えなのか、お聞かせください。

以上、総括質疑とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 5番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、総括質問に関して、順次お答えをしてみたいと思います。

まず、財政運営の展望と今後の取り組みでの御質問であります。近年、懸案でもありました大型投資的事業に着手してきたこともありまして、限られた財源の中、町債や、基金の活用によって起債発行額の増加、そして基金残高の減少という状況になってきております。加えて今後の起債償還や、老朽化した施設等の維持管理、扶助費の増加など、財政を圧迫する要因はまだ継続してまいりますので、財政的には厳しい状況となっております。このような状況であることから、町税等の収納率の向上や、使用料等の見直し、公有地売却等の有効活用などによる歳入確保対策や、一方では歳出抑制対策として、廃止も含めた厳しい事業選択を行うことや、策定中の公共施設等管理計画に基づくインフラや公共施設のあり方の検討などが急務となっております。

これからの5年間は、第5次総合計画後半の5年であることと、まち・ひと・しごと創生総合戦略の5年間でもあることから、これらの対策を行うとともに、いま一度、平成16年度に行った行財政改革の基本理念でもある住民協働、費用対効果、選択と集中、そして受益者負担の原則など原点に立ち戻って、行政運営を行ってまいりたいと思っております。場合によっては、再度行財政改革の取り組みを行うことも視野に入れ、住民の皆さんの理解を得ながら、身の丈に合った健全財政に努めてまいりたいと思っております。

次に、町税の増加が見込まれない状況の中で、今後の町税の見通しについての御質問ですが、町税は、過去3年間の決算を見てみますと、ほぼ横ばいの状況で推移をしている状況であります。

今後の町税の見通しについては、具体的には歳入の15.2%を占める個人町民税は過去3年間の課税状況を見ますと、納税義務者のうち79.2%を占める給与所得者はアベノミクスの影響等もあり微増の状況とはなっておりますが、ほぼ横ばいに推移しており、賦課額についても同様に推移しているところであります。今後の見通しにつきましては、生産年齢人口が減少することにより給与所得者の減少が危惧されていることから、景気動向に左右されることは別にして、個人町民税の税収は緩やかに減少してくる傾向ではないかと考えられます。そして、法人町民税につきましては、国の法人関係税の見直しに伴って平成26年度の税制改正や、予定されている平成28年度の税制改正によって法人町民税の税率が税制改正前の12.3%から9.7%となり、さらに29年度には6%になる見込みであることや、景気の影響を受けやすいことなどから、今後法人町民税については減収となる見込みであります。なお、この税率改正の差額分につきましては、地域間税源の偏在性是正のために地方法人税として国税化され、その金額が地

方交付税の原資となりますが、しかし、この当町においては財政力指数が極端によくも悪くもない地域であるために、逆にその法人町民税の減収相当分に見合う収入が地方交付税として見込めないのではないかと考えております。

次に、歳入の17.7%を占める固定資産税であります。人口減少や、景気の変動の影響を受けにくい税目であります。現在の土地の価額は名古屋など大都市の中心部では確かに下げどまりをし、上昇に転じている箇所もありますが、岐阜県内は依然として下落の傾向は続いている状況の中で、下落幅は縮小してきており、現状と余り変わらないまま推移をしていくものと考えております。また、町たばこ税につきましては、喫煙人口減少の影響により今後は減少をする傾向になるのではないかと考えております。

次に、税務課と収納管理課の統合後における収納率向上の取り組みについての御質問ですが、この税務課と収納管理課の統合後の収納率の向上の取り組みとしましては、課を統合することにより課税部門と徴税部門の連携を一層図るとともに、現年課税分の早期徴収と、未納額減少に取り組むことで、滞納額を圧縮することにより、収納率の向上を目指していきたいと考えております。また、滞納繰越分につきましては、引き続き岐阜県と共同で滞納整理や差し押さえの滞納処分を実施し、収納率向上に努めてまいります。

次に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の取り組みについての御質問ですが、今年度の消防団の取り組みにつきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の内容として消防団員の処遇改善や、事業所へ消防団活動への理解の促進及び公務員の消防団への加入の促進等を踏まえて、平成28年度は消防団員の報酬の引き上げや、消防団協力事業所表示制度の積極的なPR、あるいは消防団員の確保に向けて事業所及び町職員に対して、積極的な加入の促進に努めてまいりたいと思っております。さらに、消防団を中心に防災士や町内会との連携強化を図り、今後の町の安全・安心を確保する防災行政を進めていきたいと思っております。

次に、下羽栗の幹線排水路や、パイプラインの上部利用、下水道の整備についての事業計画の御質問ですが、まず下羽栗地域の雨水貯留施設整備とあわせた排水路の改良については、今年度までに雨水貯留施設用地の確保と支障となる水道管の移設を終えて、来年度は今年度は雨水貯留施設上流部において約85メートルの排水路改良を行う予定であります。その後、施工順序としては雨水貯留施設の整備と、その次に下流部の排水路の改良と、そして雨水の貯留施設の上部整備という順番になってまいります。パイプラインの上部利用につきましては、今年度までに東幹線の長池街路より北側と、西幹線の整備が完了いたしました。長池街路から南については、市街化区域の境まで約900メートルの詳細設計は完了しておりますが、来年度はこの長池街路より南へ約220メートルの区間の歩道整備を行ってまいります。引き続き順次南へ整備を進め、残りの羽島市の境のところの区間までについても計画的に整備をしていく予定



であります。

いずれにいたしましても、今後の財政運営を見据えた効率的な整備計画のもとに、費用対効果を十分考慮した整備手法を検討し、事業の進捗が図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、下水道の整備計画であります。平成28年度には現在下水道事業計画変更の手続きを行っております松枝処理分区の北及地内の市街化調整区域内で幹線管渠を含め延長1,480メートル、整備面積が6.6ヘクタールと、円城寺処理分区の円城寺地内で延長375メートル、整備面積が1.7ヘクタールであります。平成29年度には、平成28年度に続き松枝処理分区の北及、門間地内の中でも特に投資効果が見込める地域や、住民の皆さんの下水道への接続希望の高い地域から優先的に整備を順次計画的に進めていきたいと考えております。

一方、当町の上位計画である木曾川右岸流域下水道の全体計画の完成が平成37年度であることや、平成26年1月に汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省が連携して作成された持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアルの中で、下水道事業については、今後10年程度をめどに汚水処理の整備がおおむね完了することを目指し、効率的かつ適正な整備手法選定を行って、早期整備計画を策定するよう求められております。当町におきましても平成37年度を計画目標年次としておりますが、この期間でこれだけの区域の整備を行うには通常ベースの倍以上の工事費を要することになりますので、財政運営の展望と今後の取り組みで申し上げましたように、財政状況や費用対効果の面を考慮し、進めていきたいと考えております。

次に、学校給食センターの事業計画についての御質問であります。まずこの事業を進める基本的な考え方としましては、安全・安心でおいしく、衛生的な学校給食の提供は行政の重要な責務でありますし、中断が許されない事業であると考えております。現在の施設・設備の老朽化の状況を鑑みますと、給食業務を中断させることなく速やかに学校給食センターを建てかえ、業務を移行することが重要であると考えております。

現在の進捗状況としましては、用地測量と地質調査等の基礎調査に着手するとともに、基本設計を今年度内に完了すべく事務を進めさせていただいております。来年度におきましては、土地収用法の事業認定を受けるための県との協議を行って、7月ごろには地元説明会を実施し、用地取得を9月までに行い、その後用地造成工事と実施設計、関係機関との調整などを行って、平成29年度の着工、完成を考えております。そして、学校の春休みの期間中において調理業務の習熟訓練を行い、平成30年度の新学期より新施設で調理した学校給食を提供していきたいと考えております。

次に、昨年6月にオープンしました未来館の質問であります。6月6日に多くの町民の皆さんが見守る中で盛大に開館記念式典が行われて、新装となったこの歴史未来館への注目が高

まりました。これまで数々の企画展や、諸事業を行ってまいりましたが、例年にも増して多くの入館者をお迎えしております。特に青少年の層の来館者数がふえていることが特徴としてあらわれております。まず2月23日現在の入館者数であります。6月以来6,224人の来館者があり、例年以上の来館者を数えております。その推移を見てみますと、開館した直後の2日間で約1,000名の入館がありました。初回の企画展の山田訥齋展は1,828人、第2回のバードカービングが518人、第3回の身近な植物たち展が665人、第4回の東海道五十三次展が815人、第5回の干支展が578人で、合計4,404人の皆さんに観覧をしていただきました。そのほか、第3回の講演会、体験教室には合計264人の皆さんに参加をしていただきました。

次に、かさまつMIRAI塾との連携についての御質問であります。かさまつMIRAI塾は昨年7月に立ち上げられ、長年研究職や技術職で経験を積まれた方々や、理科系の教員の皆さんなど、現在およそ20人の会員がおられます。10月10日に町民の皆さんからの寄附によって購入されたリニアライナーの贈呈式が行われたことは御記憶のことと思います。今後、展示内容や諸企画など、歴史未来館の諸事業の推進に協力をしていただきたいと思います。

いづれにいたしましても、これまでの歴史民俗資料を中心として展示していた資料館からの脱却を図る上でも、こうした町民の皆さんの力強い御支援は大変ありがたいことだと思います。今後とも十分な連携を図りながら歴史未来館の充実を図ってまいりたいと思っております。

そして、開館1周年記念講演会等の事業計画についての御質問であります。昨年6月と10月に行いました開館記念の講演会に、多くの聴衆の皆さんに御来場いただきました。その折に、こうした講演会をたびたび行ってほしいという希望の声が多数寄せられました。町内外の皆さんの期待を強く感じましたので、大変ありがたいことだと思っております。

早いもので6月には開館1周年を迎えますが、そこで開館記念と同様に、科学部門と歴史部門の2回の講演会を企画して、開館1周年を祝いたいと考えております。まず科学部門は、7月3日に宇宙航空研究開発機構から尾藤日出夫さんを招いて、日本の宇宙開発について講演会を行います。尾藤さんは笠松町出身で、現在は宇宙飛行士の後方支援を行う部署におられます。先日帰還した油井亀美也飛行士や、6月に打ち上げ予定の大西卓哉飛行士の支援を行うために最前線で指揮をとられる方です。歴史部門は9月4日に行います。講師は帝塚山大学の教授で笠谷和比古先生であります。笠谷先生は日本近世史研究の第一人者で武家社会論を専門として、関ヶ原の戦いの研究でよく知られております。多数の著作のほか、NHKの「その時歴史が動いた」など数々のテレビ出演をしておられます。今回は米野の戦いにも触れていただきながら、関ヶ原の戦いをテーマにお話をさせていただく予定であります。

次に、新たに予算計上した子育て短期支援事業と施設型給付事業の事業内容についての御質問であります。

この子育て短期支援事業も施設型給付事業もともに、子ども・子育て支援法に基づき、平成

27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度における事業であり、昨年度策定いたしました笠松町子ども・子育て支援事業計画に盛り込んで、これに沿って進めていくものであります。

このうち子育て短期支援事業につきましては、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施をすることとされる地域子ども・子育て支援事業の法定13事業の一つでありまして、子ども・子育て支援交付金の対象事業となっているものであります。この事業は新規事業となりますが、その概要といたしましては、子育て家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、保護者の疾病や仕事等の理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設等で預かる事業であります。計画策定時より、この事業実施に向けて委託の可能性のある事業所を調査しておりましたが、このたび町の行政区域外ではあります。この委託に向けて調整ができましたので、子ども・子育て支援交付金のメニューにある開設準備経費について、施設整備費として補助をするものであります。

次に施設型給付事業であります。これも先ほどの子ども・子育て支援法に基づき創設をされた子どものための教育・保育給付の一つであります。この子どものための教育・保育給付には施設型給付と地域型保育給付とがありますが、前者の施設型給付というのは、保育所は保育所運営費、幼稚園は私学助成や幼稚園就園奨励費、そして認定こども園は安心こども基金からと、これまでばらばらに行われていた、いわゆる財政支援が施設型給付として一体化されたものであり、この給付費が確実に子育て支援に使われるように、保護者への直接的な給付ではなく、各施設が代理で給付を受け、保護者は施設からサービスを受けられる、そういう仕組みの概念が取り入れられたものであります。

ただし、民間保育所につきましては、当分の間市町村からの委託費として給付費を受けるものとされ、予算的には施設型給付事業の保育所運営費負担金となっております。私立幼稚園につきましては、施設型給付に移行するか、あるいはこれまでどおりの私学助成を継続するかを選択することができ、町内にある幼稚園はこれまでどおりの私学助成を選択されておりましたが、平成28年度から1園が施設型給付へ移行されるために、施設型給付事業として予算計上をさせていただきました。なお、後者の地域型保育給付は小規模な認可外保育所などを制度の枠組みに入れて財政支援をし、保育の量と質の確保を図るものであります。

その次に、水防センターの周辺整備の進捗状況やサイクリングロードの今後の整備計画についての御質問であります。今年度水防センターの建築が完了し、国土交通省の協力によって周辺の埋め立てがおおむね完了いたしました。来年度はサイクリングロードの中継拠点として周辺を整備し、あわせて堤防道路の交差点改良と蘇岸築堤記念碑公園の改修を実施してまいります。サイクリングロードの整備については河川環境楽園まで延伸する計画で、木曾川の河川敷を通り河川環境楽園までをつなぐ1.3キロメートルの経路で、これは既に実施設計は完了し

ております。今後のサイクリングロードの整備については、河川敷へおりの坂路の埋め立てや河川敷にある樹木の伐採など、国土交通省の協力を得る必要がありますので木曾川上流河川事務所との調整を進めますが、財政状況等を考慮し、計画的に整備をしていかなければならないと考えております。

そして、運動公園の今後の事業計画についての御質問であります。この運動公園につきましては今年度公園のシンボルとなる「かさまるくん遊具」が完成し、多目的グラウンド、そして芝生広場が完成済みでありますから、その遊具広場は部分完成として平成28年4月には全体計画の3.3ヘクタールのうち2.3ヘクタールが供用開始となります。来年度は未就学児用の遊具などの整備を予定しております。当事業は国の社会資本総合整備計画の都市公園事業として、平成29年度までの期間で事業費の2分の1の交付金を受けて進めておりますが、要望どおりの交付金が見つからないことや、近年の人件費、資材の高騰などにより事業費が増大をしてきており、当初計画した事業内容を期限内に実施することは困難な状況となつてきております。今後は、この財政運営を考慮した事業内容の変更や、交付金採択期間の延長も検討し、効果的な整備を進めていく考えであります。

次に、ごみ処理に係る経費を少しでも削減するために、ごみの減量化が必要になると思うが、現在の減量化の活動と、今後の計画についての御質問であります。

現在のごみの減量化として、古紙などの集団資源回収の助成や、生ごみ処理器の購入助成の制度を実施しておりますが、また、段ボールコンポスト生ごみ減量講習会の開催や、ごみ処理の現状や分別基準の情報を共有するため、廃棄物減量等推進会議の開催をさせていただいて、ごみの発生抑制に取り組んでいただくよう啓発を行っております。先般の全員協議会にも御説明をさせていただきましたが、当町はとりわけ事業系ごみの割合が多いことから、多量排出事業者へ減量を呼びかけ、その後にはごみの排出量の抑制に即効性のある有料化の導入を計画しております。また、家庭系ごみについても、記名や戸別収集方式の導入、各種のごみを持ち込める施設整備などの環境を整えた後には、排出量に応じた負担の公平化も含め、きょう御質問いただいた減量策として最も効果のある有料化も含め検討する計画であります。今後ごみの減量化に関するさまざまな取り組みを町民の皆さんや事業者、行政の協働によって進めていきたいと考えております。

次に、桜木の状況と奈良津堤の問題であります。まず初めに、ソメイヨシノの寿命は約60年で、40年経過すると衰退が始まると聞き及んでおります。町内の桜であるソメイヨシノは少なくとも植栽後45年は経過をしていると思われ、衰退が始まっていると考えられます。町が管理しております桜木は奈良津堤に約290本、岐阜工業高校の東門に約20本と、桜町の堤防に70本、そして緑町の堤防に60本であります。そのうち奈良津堤の大部分の桜木は根冠部及び根がナラタケ病に侵されていると樹木医から診断を受けております。過去には幹の一部が折れて車

に接触した事故もあったことから、通年実施しております桜木の害虫駆除のほか、落下の危険がある枯れ枝などの支障の枝の伐採を随時実施して、管理に努めております。そのような中、今年度には桜木が倒れるといった事案もありましたので、再度点検を行い、倒木の危険性が高い木を伐採するなど管理に努めているところであります。

ナラタケ病菌に冒されている奈良津堤の桜木の移設は、移設後の土壤に菌が移ることなどで大変困難であり、さらに桜木は密接に植えられていること、そして成長し大木であることから根が土壤内に広範囲に伸びており、根を全て取り除くことは困難であり、既存場所での植えかえは難しいと考えております。このようなことから、今後については、運動公園や蘇岸築堤記念碑公園などに新たな桜木を植栽することも検討しながら考えてまいりたいと思っております。

最後に、人事管理についての御質問であります。

議員が言われたように、あらゆる行政分野において事務が多様化、複雑化をして、また事務の専門性が求められる中で職員の人材育成がより重要になると考えております。これまでの人材育成の考え方としましては、幅広い住民のニーズに応えるには、担当業務のみならず役場業務全体の知識や経験を備えた職員の育成が必要との考えで、二、三年の比較的短期間の異動を行うようにして、さまざまな行政経験を積めるよう職員異動を行ってまいりましたが、今後は従来の考えに加えて、ある一定の分野に精通した専門的な知識や経験を有する職員の育成にも力を入れ、長期的な視点で職員異動を行って、その中で個々の適性を見きわめ、適材適所の人員配置を行っていきたいと考えております。

また、限られた職員数の中で質の高い住民サービスを提供するには、これら職員一人一人の資質向上が必要不可欠であり、特に経験年齢の浅い35歳以下の職員が約45%を占める現在の職員体制においては、若手職員の人材育成は急務であり、毎年実施をしています「とうかい号」洋上研修を初め、職員の意識改革を目的とした宿泊研修や、また岐阜県市町村振興協会の市町村研修センター主催の研修に積極的に参加をするなど、引き続き職員の能力向上に努めてまいります。あわせて、来年度から導入する人事評価制度を効果的に活用することによって、個々の職員が日々の業務に目標を持って従事し、その評価を適正に行うことで職員一人一人の意欲の向上を図り、活気ある職場づくりを進めていきたいと考えております。

そのほか、来年度は組織の効率化や窓口における住民サービスの充実、さらに職員数の抑制を図るため福祉分野の行政機能を一部本庁舎に集約するほか、収納管理課を税務課に統合するなど、組織改革を行います。また、今後の保育士の資格を有する職員の退職を見据えて、子育て支援センターや児童館の業務を外部委託することも視野に入れて検討するなど、いわゆる人事配置を初め組織全般について適正な運営方法を探り、行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（船橋義明君） 田島議員、再質問はありますか。

〔5番議員挙手〕

5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 大変きめ細かな御答弁をありがとうございました。

ちょっと1点要望があります。消防団の関係ですが、団員のなり手がいない問題は本当に深刻だと思っています。もちろん手当などの処遇改善や、役場の職員さんも消防団に入っていると思いますが、さらに若手の方も入団していただけたらいいなあと思いますし、あと、私がこの16年間議員をやらせていただいていつも思っていることは、消防団員の出勤の回数の多さが、若い人たちになり手がいない大きな原因ではないかということです。特に年末の夜警では、下羽栗地域の議員さんも1回は顔出しをしています。3日間、前は4日間とか、部長など肩書のある方は出なければいけないと聞いています。やはりそういう年末夜警が、本当に4日間とか3日間というのがやらなければいけないのかと若手の消防団員の人からの意見もいただきますし、形式的な行事もあるので、そういった面も今の時代に合った消防団活動になれば、もうちょっと消防団員になってみよかなあという方が出てくるかと思えます。その辺は町長さんに言っても町長さんが決めるわけじゃないのですが、そういった意見を要望として、ここで言わせていただきます。

次に、ごみの減量化のことですが、昨年9月議会において私が一般質問したときに、町長さんは今回の施設組合での焼却処理の停止に関して、町民の皆さんに新たな経済的な負担を発生させないと以前から言ってみえました。現時点では、指定ごみ袋の導入については考えていないと御答弁されました。それが、今回、家庭系ごみの有料化の検討にまで言及されたということは、笠松町の財政がかなり逼迫してきていると理解していいのかどうか、お答えください。

あと、町税増収のめどが立たない中、下羽栗幹線排水路、パイプライン上部利用、下水道の整備、学校給食センターの建てかえや水防センター周辺、サイクリングロード及び運動公園の整備事業など、来年度以降も重要事業が控えています。その中で、ごみの処理経費もかなり高額ですので、このままでは二、三年のうちに財政調整基金もゼロになってしまうのではないかなあと、とても不安になってまいりました。

笠松町の財政は本当にこのままで大丈夫なのか、確認の意味も含めて、お考えをお聞かせください。以上です。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） まず、ごみの有料化の問題ですが、当然、昨年9月にお答えしたとおり、今、有料化というのを考えて進めているわけではありません。御承知のようにごみの焼却場がこの3月で今の焼却場の火が消えるわけですから、その後の体制づくりをして10年間、多分今の体制を整えながらやっていくことだと思いますから、その間の中においては、住民の皆さんに御理解をいただきながら、そういう政策も考えて対応をしていくことを視

野に置いて考えようということを今申し上げたことでありまして、今、有料化を考えて実行するという事ではないですので、御理解をいただきたいと思います。

そしてまた、まだこれからいろいろ残っている投資的経費や公共事業というのは計画的に、あるいは優先順位を考えて進めていくことは当然私どもの責務であります。進めさせていただくと同時に、何回も申し上げたように大変財政的には厳しい状況もありますから、そういうことをしっかり念頭に置きながら、いわゆる身の丈に合ったこの町の財政運営と仕事ができるようにしていくことが、私どもや、そしてまた御理解をいただいて一緒にやっていく議会の皆さんの責務でもあります。そのことをしっかり見据えながら、私どもは将来の笠松町が安全で安心で、しかも健全な財政運営ができる町づくりにしていくために努力をしていきたいと思っております。

○議長（船橋義明君） よろしいですか。

○5番（田島清美君） はい。

○議長（船橋義明君） これをもって総括質疑を終結いたします。

以上をもって総括質疑を終了します。

2時40分まで休憩します。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

第1号議案 専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

第2号議案 笠松町行政不服審査会設置条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。



質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番(安田敏雄君) 説明はしていただいて、この第11号議案の指定地域密着型サービスの事業はこの笠松町にはないというようなことを聞いたのですが、ないのですかね。

幾つかに分かれていて、特養とかいろんなのがあり、これに当てはまる事業所は笠松町にはないということで。昭和館まどかとか、杉山内科のやっているグッデイすぎない、それからいろいろあるのだけど、それとはまた全然別個で、ちょっとそこら辺の内容だけ、済みません、お願いします。

○議長(船橋義明君) 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長(岩越 誠君) それではお答えいたします。

笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例ということで、本来の条例といいますか、もと条例のほうで地域密着型として笠松町が管理指導する小規模の事業所について、その人員、設備、運営に関する基準をこの条例で管理指導するために決めているというものですけれども、项目的に事業所、要するにこういう事業所が要するというので上げました。まず1つ目には、定期巡回・随時対応型訪問看護事業というものをできる事業所があればやっていきたいということですが、これがまずないということですね。もう1つ、夜間対応型訪問看護事業、これも実際、今はまだない。全て地域密着型の話ですが、そして認知症対応型通所介護、これはありそうですけど、まだないということですね。一応、今回運営推進会議など、その地域との連携に関する規定整備を行ったということですが、次のところで出てきます小規模多機能型居宅介護がグッデイすぎないが今実施してみるところで、これは既に運営推進会議というものを持ってやってみる、既存の規定の中で既にやっていると。

今回新たに通所介護というものが法改正によって地域密着型におりてくるということで、それに関連した通所介護である認知症対応型通所介護のほうに既に規定にあった部分について今回所要の規定整備をするということで、地域連携に関する部分を設置義務を義務づけたというか、そのための整備を図ったということになります。

既にある事業としまして認知症対応型共同生活介護、いわゆるこれがグループホームと言わ

れるもので、議員御指摘のとおり、グッデイすぎないと昭和館まどかがこれに当たるものとなります。

このほかに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これがいわゆる小規模特養と言われる「銀の郷」がこれに当たるものです。

あと、まだこれにその事業者として出てきていないのが、看護小規模多機能型居宅介護ということで、小規模多機能の部分をもっと複合施設的に受け入れできるようにという、それ用の地域密着型の事業者を、今後事業者が手を挙げていただければできるように制度を設計しているのですが、まだ町内にはそういった事業者は出てきていません。まとめますと、ほとんどの事業はまだできていないのですけれども、今できておりますのがグッデイすぎないさん、小規模多機能型居宅介護と、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームというものですね、グッデイすぎないさんと昭和館まどかさん。そして地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特養と言われる銀の郷の3種類が、今、笠松町の事業者がやっ

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 今、細かく説明してもらったのですが、結局、我々が町民に聞かれるのは、私はどこへ行ったらいいのということをよく聞かれます。地元であればいいのですが、笠松町の在住者しか入れない施設とか、また町外の方も入れる施設とか、そこら辺の整理がなかなか、我々に聞かれてもわからないような状態です。もちろん役場へ行ったり、その施設へ行けばきめ細かく教えていただけるのだけど、また我々も勉強しなくてはいけないのですが。グループホームとか、今の施設とかいろんなものがどんどんできて、とにかく金を出せば入れるような状態ですが、一遍よく勉強して、聞いていきながらやっていきますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 伊藤議員。

○3番(伊藤 功君) 僕もそういう年に近づいていますので聞いておきたいと思います。今の町民運動場の東のところにできているのと、それから法務局の西側あたりにも何かそういうような関連の施設があるように思うのですが、あれは全然違うのですか。

民間がやってみえるのかどうなのかということですがけれども、門間になるのか、北及になるのか。門間か。あれは全然関係ない施設ですか。わかったら教えてください。

○議長(船橋義明君) 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長(岩越 誠君) お答えします。

運動公園の東側は、ニチイ学館さんがやってみえる通所介護の事業所、要するにデイサービスを受けていただくところだと思います。今回平成28年4月から法改正によりまして、通所介護というのが、定員18人以下のところは地域密着型に変更されるのですけれども、みなし指定ということで、とりあえず1年間の経過措置がございまして、それまでにうちも状況を把握しながら、また再度規定整備を図っていきます。とりあえず、これにつきましては、定員がどうも19人以上らしく、地域密着型のほうには入ってこないということで、今までどおりの県の指定で通所介護の受け入れ事業所という形になります。まだ地域密着型以外は全て県指定ということで、県が指導管理するという形になっておりますので。

もう1つおっしゃられました門間のほうは、今はまだ株式会社でさん・さんというところがあります。一部よそでは介護の事業所として運営している部分もありますけれども、あそこにつきましては障害者向けの施設でありまして、生活介護とか、あるいは就労支援とか就労継続(A)とか、放課後等デイサービスというような事業を運営されてみえますが、介護事業のほうは行っていないと聞いております。

この12号議案につきましては、どこが違うのかと言いますと、介護「予防」がつくということで、今まででいうと要介護の認定を受けた方ではなくて、要支援の認定を受けた方を対象に、通所介護であればリハビリですね、介護予防の方が通われたりとかというような話になる。先ほどの11号議案のほうは、要介護認定を受けられた方が通われたり、サービスを利用される事業所についての人員基準という話なのですが、12号議案につきましては、要支援の方が対象となる介護予防の事業所、大体、通常の介護のサービスが提供できる事業所さんが介護予防も受けられて、サービスを提供するというような仕組みになっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 本当に複雑でわかりにくいので、つい質問しました。そういうところがほかにあるかということと、もう1つは、先ほどの安田議員が質問された件の際に言えばよかったのだけど、笠松でも認知症の人が、そういうところへ入る施設が当然要ります。きのうかゆうべか、おとといたったかな、広報無線で、また認知症の人だと思っけれども、羽島署から行方不明になっておりますからというような無線がよく入ります。そういう意味では認知症に対するそういう施設というのは、これからは当然できてくると思うのですけれども、今のところはないのですね。

○議長（船橋義明君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 全て網羅というのはなかなか非常に難しいですので、また後ほど一覧表をお渡ししたほうがいいのかなあとと思いますけれども、例えば今、通所介護の話を行いましたので、通所介護であれば町内ですとリバーサイド笠松園デイサービスセンターという形で、笠松園さんが通所介護を受けてみえるというのがあります。

あと、グッデイすぎないさんでもデイサービスを受けてみえる、通所介護の事業認定という指定を受けてみえます。あと、米野にみそらデイサービスというところ、門間のあくていぶデイサービス、先ほど申し上げたニチイケアセンター岐阜南というところは、北及のところにあります。あと、さん・さん笠松通所介護事業所が障害系のほうに特化して一生懸命やってみえるということで、ちょっと今中止中、上本町65のリハビリデイサービスベストというところで、多分介護つき有料老人ホーム、あそこで一応通所介護のほうもを受けてみえるというようなことで、ほかはちょっと挙げ出すと結構切りがありませんので、また後ほど資料提供させていただければと思います。

先ほど申し上げたように、認知症対応というのは、今の専門というとグループホームという形になりまして、そのグループホームはまだ少ないと。あとは本当に認知症も含めてそういう施設で受け入れするかという形に、認知症だけじゃなくてほかのものも結構要介護の状態になっているという方も可能性がありますので、そういうふうな受け入れが包括的にされてしまうという話と、ここ一、二年、第6期の介護保険事業計画の中でお話ししております地域包括ケアシステムの中で特に認知症対策というのをちょっと重点化しております、今本当にふれあい喫茶といいますか、認知症カフェとして位置づけて事業は実施しておりますし、認知症の家族介護の会のようにちょっと呼びかけて、そういう認知症教室というのか研修の会を設けたりとか、あと今年度、在宅医療介護連携の事業と並行するように認知症対策に関する事業も実施しております、まずは協議会とか部会を立ち上げて、それぞれの事業者さん、お医者さん、専門家を呼んでいろいろな課題を整理しながら、これから認知症対策をどうしていくかという

話です。これからの話も一応、課題解決に向けて事業を行おうとしているということと、今年度でいいますと11月に介護予防フェアというような形で、認知症も含めた介護に対する理解を深めていただいて、その中で脳トレとかいろいろデモンストレーションで、こういった介護予防、認知症予防ができますということで、いろんな映像としてぱっぱっというんな絵とか何かを見て、それが幾つ覚えられますかとか、そういうトレーニングでこれから認知症になるような方を予防していかないと、どんどん対象者がふえてきますので、それを今、防ぐための施策をいろいろこれから講じようとして進めております。あと、まだこれから稼働し出すのですが、認知症初期集中支援チームというのを医師とか看護師とかそれぞれの専門スタッフを集めて、認知症になっていないかという情報があったらそこへ行って、診断といいますか、その人のための適切な処方箋のようなものをつくって、どうすべきかというのを対策を講じていく、これからひどくならないように早期に発見、早期に、治療ができるかどうかというのはわかりませんが、抑える、予防するための施策を進めています。やはり施設をこれからふやすということがなかなか難しい状態になっておりますので、どうしても場合はそういうところを受け入れをするのですけれども、その前の段階で何とか予防を充実させるということで、今、施策が進められております。以上です。

○3番（伊藤 功君） ありがとうございます。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） これはいろんな議員さんが一般質問やら議案審議の中で繰り返し質問してきたことで、報酬額の基準に満たされていなかったり、いろんなことがあって、それに倣

って支給も個人に支給するとしていただいたのは大変ありがたいと思うのですが、一般質問の答えのときでもなかなか渋い答えが多かったですよね。それは費用弁償だからそれはどうにもならないとか、いろいろなことがありましたが、上げていただいたのは大変ありがたいことで、団員確保の一つの武器になると私は思うのですが、町長はどう思われますか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の消防のあり方等について、団員の皆さんとかといろいろお話しさせていただいている中で、やはり報酬の問題だけではないことはよく我々も理解しております。報酬を個人に支給することは一つの方法だと思いますが、今の消防団の定員がなかなか満たせない部分は、地域やいろんな状況があることでありますから、まずこういう整備をしながら、そういうことにまた向けていくというのが今回の方法だと思います。そういうことも踏まえて報酬も整理をさせていただき、いろんな整備の中で団員確保をしていきたいというのが最終的な目的だと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 町長の今答弁されたとおり、私も、長年消防団をやってみえる方というのは確かに報酬ではなく、やっているという誇りというか、正義感というか、そっちの気持ちのほうが多分お強いのだと思います。

ただし、今若い人の中で、例えば結婚されたばかりの方であったり、独身の方であったりという人を消防団に来てくれとお願いに行くと、特に若ければ若いほど地域に対するそこまでの密着度がなかったりいろんなことがあって、こういう規定整備をしていただけるというのは一つの大きな役目を果たしてくれるだろうと思います。そういうふうになったがゆえに、要するに、俺たちは心意気でやっているのだという部分の、長年やってきた人たちの部分の気持ちが少し腹に入らないという部分があるのかなあとも思います。

ただ、これは今後新しい人を仲間に入れるためにはどうしても必要なツールというか、規定整備だとは思いますが、団側も認めてくれたということは大変ありがたいなあと思うのですが、あと具体的にこれをどのように若い人たちに周知していくのか。

町内会長や、自主防災会であったり人選してくれる町内会に対して、どのように説明をしていくのか。広報に載せておしまいなのか、ちゃんと町内会長を集めたときにきちんと説明されるのか、若い人たちの集まりなどに直接行って話をされるのか。

具体的にどういう方法で新しく団員になってもらいたい対象の方々に対して説明をしていくのかという点と、具体的にどんな施策がほかに団員確保のために今考えられるかということ、この2点について教えてください。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。



○総務部長兼技監（奥村智彦君） 団員確保の話や、今言われたような報酬の個人に直接支給することにつきましては、町内会等を通じて周知していきたいと思っております。

それと、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。その内容は、地域における防災活動の中核的役割を果たす消防団の強化を図り、住民の自主的な防災活動への参加を促進し、その中で消防団の加入促進というようなことであります。その中には、公務員の加入というのがまず1つありまして、これにつきましては、まず町職員のほうが積極的に消防団に協力しないといけないということで、今、役場職員においても、地域社会への貢献意欲と使命感のある職員が新しい時代に求められる職員像というようなことを文書化しまして、近々消防団加入に関する意向調査を職員にするつもりでありますし、2月に商工会を通じて消防団協力事業所の認定協力を各事業所に依頼をしまして、3事業所ほど興味を持っていただいて、今1事業所だけは入っていただいたというような状況であります。

その次に、消防団の処遇改善ということがありまして、今の報酬の引き上げ、それから装備の改善ということもありますので、来年度につきましては古いヘルメットを一新しますし、災害活動に使えるということでかっぱを買う予定であります。あと、ちょっとまだ検討しているのが、消防団員の教育訓練の改善という話が田島議員さんのほうからも先ほど出ましたけれども、今、消防団としましても出動をなるべく減らすよう、行事にあわせて装備点検をしたりというようなことで、回数を減らすような努力をされております。さらにできる限り効率性を重視した訓練や活動ができるよう、団と相談しながら進めているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

いろいろな方策を考えていただいて、できるだけ入りやすいような体制づくりを進めていただきたいと思いますと思うのですが、笠松町には今、議員で消防団をやっている人はいません。水防団の方は以前お見えになりました。けれども、消防団はいけないということで、水防団と消防団がどう違うのかということにはわかりません。ほかの自治体においては消防団をやっている議員の方もお見えになるのですが、そのことについて町側はどういう見解を持っているのか、議会で正式に質問したいと思えます。

これで3回目の質問なのでこれ以上質問はしませんが、その点について一言だけ、ちょっとお答え願います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 確かに消防団は誰も見えないのですが、消防団に議員の皆さんが入団することができなくなったのは、町がそういう要請をしたのか、議員で申し合わされたのか、今、私が記憶にある限りわかりません。

我々が拒否する理由が何かあるのかどうかもわかりませんので、いつからそういう状況になったかということと、どういう状況の中で決まったかということも含めて、一回調査してみたいと思っています。

○議長（船橋義明君） ほかに質問、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後3時20分